

## 介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の提出について

### 1 提出方法

郵送

### 2 提出物

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ支援加算処遇改善計画書（別紙様式2-1および別紙様式2-4）

※ 計画書の内容を証明する資料の添付不要。ただし、内容を証明する資料は適切に保管し、本県が求めた場合には速やかに提出をお願いします。

また、計画書に加え、介護給付費算定に係る体制届も必要となります。（通知文参照）

### 3 提出先

サービス名（介護予防サービス含む）	提出先※
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型を除く）、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）	事業所、施設の所在地を管轄する健康福祉事務所（南部管内は医療福祉推進課）
介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護を含む）、介護療養型医療施設（併設短期入所療養介護を含む）、介護医療院（併設短期入所療養介護を含む）	医療福祉推進課

提出先	住所
滋賀県医療福祉推進課	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
甲賀健康福祉事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
東近江健康福祉事務所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22
湖東健康福祉事務所	〒522-0039 彦根市和田町41
湖北健康福祉事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2
高島健康福祉事務所	〒520-1621 高島市今津町今津448番地45

※ 大津市所在の事業所、施設および市町指定サービスについては、指定等を受けている市町へ提出が必要です。

なお、市町への提出方法等については各市町にご確認をお願いします。